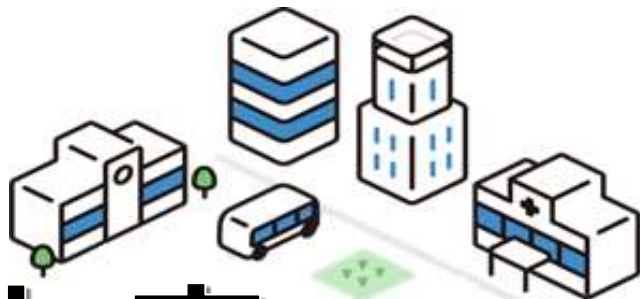


令和8年 10月1日



使用料手数料が変わります

令和8年3月に策定した「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、市が設置している施設の使用料や利用料金、各種証明書の発行に係る手数料の見直しを行い、令和8年10月1日から、新料金に改定します。

見直しの視点

- 人件費や昨今の物価高騰など、社会経済情勢の変化を踏まえた見直しを行います
- 施設や行政サービスを利用する人と利用しない人の間で不公平が生じることのないよう、それに見合った負担を求め、公平性を確保します
- 公平性と透明性を確保するため、施設の維持管理やサービス提供に係る費用を明確にし、統一した算定基準を基に改定します
- 近隣の自治体の水準も参考に、急激な負担増にならないよう適正な料金に改めます



基本方針

施設等の使用料

施設名	区分	料金(円)
松任文化会館	大ホール 全日	52,350 ▶ 53,200
松任学習センター	ホール 全日	20,870 ▶ 23,000
	ライブシアター 全日	5,190 ▶ 6,200
松任総合運動公園 体育館	専用 一般 全面(1時間)	1,040 ▶ 1,500
	個人 一般 1回	100 ▶ 200
室内プール	個人 一般 1回	310 ▶ 450
	個人 高校生以下 1回	150 ▶ 220
文化施設(博物館等)	個人 1人	200 ▶ 300
市民工房うるわし	企画展示室1 全日	4,370 ▶ 5,200

※一部抜粋

博物館等の文化施設は高校生が無料に



屋内体育施設の照明料金の別途加算を廃止



手数料

サービス名	料金(円)
所得証明書	200 ▶ 300
住民票	200 ▶ 300
印鑑証明書	200 ▶ 300
評価証明書	200 ▶ 300

※一部抜粋

所得課税証明、住民票等の【コンビニ】または【キオスク端末】での交付は200円に据え置きます



改定となる施設や行政サービスについて、詳しくは市ホームページをご覧ください。各施設もしくは行政サービス提供課にお問い合わせください。



改訂一覧

【問い合わせ】白山市 行政経営課 ☎274-9516